

令和3年2月 農業委員会総会（HP）

1. 開会日時  
閉会日時

令和3年2月25日(木) 9時00分  
令和3年2月25日(木) 11時00分

2. 場 所

川棚町中央公民館 1階 講習室

3. 農業委員

1番 2番 3番  
4番 5番 6番  
8番 9番 10番  
11番 12番 13番

(欠席 7番 )  
(遅刻 なし )  
(早退 なし )

4. 最適化推進委員

14番 16番 17番  
18番 19番

5. 議事録署名人

5番 10番

6. 付議事件

第27号 農地法第5条の規定による許可申請について  
第28号 農用地利用集積計画（一括方式）の決定について  
第29号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

7. 報告事項

- ・行事報告及び予定について
- ・川棚町賃借料状況について
- ・川棚町春の農作業標準賃金について

8. その他

- ・「ながさき農業委員会1.1.1運動」について
- ・3月総会時における「農地パトロール」について

令和3年2月 農業委員会総会

令和3年2月25日(木) 9時00分  
川棚町農業委員会 中央公民館 1階 講習室

事務局長

ただいまから、令和3年度2月の農業委員会を開催します。

「本日は ○○委員が欠席です。委員13名中12名の出席ですので、総会は成立している事をご報告します。本日は推進委員にも出席いただいております。

それでは、開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。」

会長

(挨拶)

会長

「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」

事務局

「それでは報告事項1番、2月の行事及び3月の予定についてご報告いたします。(各報告)」「次回現地調査日を3月22日、総会開催日を3月25日とすることをご提案いたします。」

会長

「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」

全委員

「異議なし」

会長

「それでは次回の現地調査の日程を3月22日、総会開催日を3月25日といたします。」

「次回の調査委員は○○委員、○○委員、○○委員としますのでよろしくをお願いします。」

それでは、報告事項が終わりましたので、

「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を○○委員と○○委員にお願いいたします。」

会長	「それでは審議に入ります。議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。今月は許可申請5条が3件ありますので順次一件ずつ審議したいと思います。それでは5条1番について議案の朗読及び説明を事務局からお願いします。」
事務局	2ページをお開き下さい（議案朗読及び説明）  5条1番 「当該農地は、農業振興地域内ですが、農用地ではなく農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第1種農地、第3種の内にも該当しない第2種農地と判断されます。」
会長	「それでは、調査委員から説明をお願いします。」
委員	「2番、〇〇です。2月22日に〇〇委員と〇〇委員と事務局2名と私で現地に行きました。場所は、〇〇の公民館の横を200m程上ったところでした。ここは結構傾斜がかかっており畑としては少々荒れていました。勾配が結構ありました。 水路はきちんと脇の所にありましたので、排水に関しては良いのではないかと思います。周りにも大きな迷惑もないのではないかと思います。日当たりもよく、勾配はありますが良い場所ではないでしょうか。」
会長	「続いて、地元委員より説明をお願いします。」
委員	「10番、〇〇です。今、〇〇委員が言われたように特に問題は無いかと思います。隣接する周りの農地も栽培をされていない箇所もあり、影響はないかとは思いますが。 雨の場合にも脇に水路が設けてありましたので問題はないかと思えます。」
会長	「続いて、地元推進委員から意見をお願いします。」
推進委員	「17番、〇〇です。付け加えでご説明いたします。 農道の拡張できれいに整備されている場所でそれに伴い道幅も広がっており、排水路も完璧に整備されておりました。 それから、日照関係ですが図面でも解るように平屋で計画をた

推進委員	てておられますので周りの畑には影響を及ぼさないと思います。」
会長	「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」
委員	「3番、〇〇です。排水路は古くはないのですか。排水路との関係の説明を詳しくお願いいたします。」
会長	「地元推進委員にお願いします。」
推進委員	「17番、〇〇です。先程申し上げたとおり、別途新しい排水路を使用するという事です。図面のとおりで。」
委員	「はい、わかりました。」
会長	「ほかに質疑など無いようですので、5条1番については許可相当として進達することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第27号 1番、農地法第5条の規定による許可申請については許可相当として進達することに決定いたします。」
	「続いて5条2番の審議に入ります事務局より説明願います。」
事務局	<p>17ページをお開き下さい（議案朗読及び説明）</p> <p>「農地の区分は市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積が40%以上であり宅地が連単しているため、第3種農地と判断されます。」</p>
会長	「それでは、調査委員から説明をお願いします。」
委員	<p>「5番、〇〇です。2月22日に〇〇委員、〇〇委員と事務局2名と私で現地を見てきました。</p> <p>場所は、19ページで川棚町〇〇〇〇のわき道に入り、すぐ左折して、〇〇〇〇の駐車場の前でした。</p> <p>22ページを開いてください。</p>

委員	草が生えて、ごみ収集箱の先になります。21ページでは車を平行に駐車するスペースとなります。土地については、上にジャリを敷いて使用するという事でした。特に問題はないと思います。」
会長	「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」
委員	「譲受人の住所はこの付近ではないですがどういう事でしょうか。19ページの地図ではお名前が見当たらないようですが。」
委員	「名前が違うという事は、〇〇さんの実家が〇〇さんと言う事で実家の管理をすると言う事で駐車場に困って申請があっているようです。」
委員	「実家が隣りと言う事ですね。」
事務局	「はい、そうです。」
事務局	「〇〇〇〇の〇〇さんによれば、近隣の駐車場を相談したが、地主さんより賃貸で貸す場所がないという事でほかの場所を今回申請をされたようです。」
委員	「わかりました。」
会長	「私も、近くに〇〇さんの家が無いのにどうしてか疑問に思っていました。 ほかに質疑など無いようですので、5条2番については許可相当として進達することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第27号 2番、農地法第5条の規定による許可申請については許可相当として進達することに決定いたします。 続いて5条3番の審議に入ります事務局より説明願います。」
事務局	27ページをお開き下さい（議案朗読及び説明）  「当該農地は、農業振興地域内ですが、農用地ではなく農業公共

事務局	投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第1種農地、第3種の内にも該当しない第2種農地と判断されます。」
会長	「それでは、調査委員 地元委員の〇〇委員から説明をお願いします。」
委員	<p>「12番、〇〇です。22日に〇〇委員、〇〇委員、私と事務局2名と現地に行きました。地元委員の〇〇委員、申請者代理人と調査をいたしました。場所は、国道から〇〇〇〇へ入り、150m上り〇〇して〇〇宅や〇〇宅の右手でした。ここは27ページに記載されていますとおりに駐車場が手狭で駐車場の拡張と言う事で農地を購入して車をとめたいという申請であります。</p> <p>現在は〇〇さんが家庭菜園で野菜を作っていて、その中の一部を分筆して〇〇さんがご相談をされて5条申請となったとの事です。少し傾斜地にはなっていますが、盛り土と擁壁を設けて道路と同じ高さにすると言う事でした。排水については、31ページで、既存の水路で問題はないと思われまます。日照関係についても事務局からの説明のとおりで問題はありません。」</p>
会長	「続いて、地元推進委員から意見ををお願いします。」
委員	「18番、〇〇です。只今調査委員から説明があったとおりです。30ページを見て頂き、1〇〇〇-9が〇〇さんのお宅でこの土地が一段高いために1〇〇〇-3に駐車場を設けたいという事です。宅地新井成光と書いてあるところは道路でここを使用して4台車を駐車すると言う事です。ここを作ることで来客等に路上駐車をさせないという事です。日照にも問題はありません。」
会長	「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」
全委員	質疑なし
会長	「質疑など無いようですので、5条3番については許可相当として進達することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第27号 3番、農地法第5

会長	条の規定による許可申請については許可相当として進達することに決定いたします。」
会長	「それでは、続いて議案第28号 農地利用集積計画の決定について審議行います。事務局から議案の説明をお願いします。」
事務局	35ページをお開き下さい。(議案朗読及び説明) 議案説明 「以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。」
会長	「ただいま事務局から説明がありました、議案第28号の農地利用集積計画の決定について申請については、質疑を受けた後に採決に入りたいと思います。」
会長	それでは、「これより議案第28号 質疑を行います。質疑等ございませんか。」
全委員	質疑なし
会長	「質疑など無いようですので、採決に移ります。 議案第28号、農地利用集積計画の決定について許可することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第28号 農用地利用集積計画の決定については、許可することに決定します。」
会長	「続いて、議案第29号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について審議を行います。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。」
事務局	39ページをお開き下さい 議案説明 「8月9月に実施した農地利用状況調査の結果を基に、確認をしていたいただいたものを今回計上しています。この農地利用状況調査

事務局	でB判定となったものは約6haありますが、中山間等、農振農用地等、は保留しています。」
会長	「これより質疑を行います。質疑等ございませんか」
全委員	質疑無し
会長	「質疑などないようですので、議案第29号、の別紙に記載の土地については「農地」に該当しないとすることで決定しよろしいでしょうか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって、議案第29号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、「農地」に該当しないとすることといたします。」
事務局	「ご決定有難うございました。今回、決定いただいた農地については早速農地所有者宛に非農地通知を发出し農地台帳から削除します。」
会長	「以上ですべての議案の審議を終了しました。」
会長	「続いて、報告事項、協議事項に移ります。事務局よりお願いします。」
	協議事項
	報告事項2番 川棚町賃借料状況について
	協議事項1番 春の農作業標準賃金について
	1 その他、 農地パトロールについて
	2 ながさき農業委員会1, 1, 1運動について
会長	「以上をもちまして令和3年2月の農業委員会総会を終了いたします。」



会長

議事録署名人

議事録署名人